



# 宮 崎 県 公 報

平成19年4月19日(木曜日) 第 1872 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1
- 歳入の徴収の事務の委託…………… (スポーツ振興課) 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (地域産業振興課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する周

- 辺地域の生活環境の保持の見地からの意見…………… (地域産業振興課) 3
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可… (農村整備課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ” ) 3
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 3
- 基本測量終了の通知…………… ( “ ” ) 3

### 病院局公告

- 落札者等の公告…………… 3

### 人事委員会規則

- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 410号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
池田病院	小林市大字真方27番地1

#### 2 救急病院の認定の有効期間

平成19年3月5日から平成22年3月4日まで

### 宮崎県告示第 411号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成19年11月1日から平成19年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月4日	午前10時30分から午後3時まで	綾町役場	綾町全域
	6月6日	午前10時30分から午後3時まで	国富町役場	国富町全域
	6月4日	午前8時30分から	宮崎県計	東諸県郡

	から8月6日まで	午後5時15分まで	量検定所	全域
質量計	6月11日	午前9時30分から午後3時まで	清武町役場	清武町全域
	6月11日から8月10日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	清武町全域
質量計	6月13日	午前10時30分から午後3時まで	西都市民体育館	西都市全域
	6月13日から8月13日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西都市全域
質量計	7月2日	午前10時30分から午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域
	7月4日	午前10時30分から午後3時まで	山之口総合支所	都城市山之口町全域
	7月6日	午前10時30分から午後3時まで	高崎総合支所	都城市高崎町全域
	7月9日	午前10時30分から午後3時まで	都城市山田体育館	都城市山田町全域
	7月11日	午前10時30分から午後3時まで	三股町体育館	三股町全域
	7月2日から9月10日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	旧北諸県郡全域
質量計	7月19日	午前10時30分から午後4時まで	小林市市民体育館	小林市全域
	7月20日	午前9時30分から午後1時まで	小林市市民体育館	小林市全域
	7月19日	午前8時30分から	宮崎県計	小林市全

から 9 月 19 日まで	午後 5 時15分まで	量検定所	域
------------------	-------------	------	---

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 412号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成19年 4 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県総合運動公園 有料公園施設使用料	財団法人宮崎県 スポーツ施設協 会	平成19年 4 月 1 日から 平成20年 3 月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年 4 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ宮崎花ヶ島  
宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内 2 街区 6 画地 外17筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和工商リース株式会社 代表取締役社長 梶本六夫  
大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番36号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コジマ 代表取締役社長 小島章利  
栃木県宇都宮市星が丘 2 丁目 1 番 8 号  
株式会社ミドリ薬品 代表取締役社長 百崎栄一  
鹿児島県鹿児島市東開町 5 - 12  
株式会社アイティー 代表取締役社長 北林輝男  
延岡市愛宕町 3 丁目37番
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年10月21日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,200㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
西側敷地駐車場 96台、東側敷地駐車場 62台、  
北東側敷地駐車場 27台  
合計 185台

- 駐輪場の位置及び収容台数  
A 棟西側 30台、E 棟西側 30台、C 棟東側 20台、  
北東側敷地東側 48台  
合計 128台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
西側敷地 A 棟北側・建物内北側 131.9㎡、  
西側敷地 B 棟東側 12.5㎡、  
東側敷地 C 棟北側・建物内東側 78.9㎡、  
東側敷地 D 棟東側 44.5㎡  
合計 267.8㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
西側敷地 A 棟建物内北側 (No.1) 15.6㎡、  
西側敷地 A 棟建物内北側 (No.2) 18.9㎡、  
西側敷地 B 棟建物東側 (No.3) 57.6㎡、  
東側敷地 C 棟建物内北側 (No.4) 7.5㎡  
合計 99.6㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

株式会社コジマ (A 棟)	開店時刻	午前 9 時
	閉店時刻	午後10時
小売事業者未定 (B 棟)	開店時刻	午前10時
	閉店時刻	午後 7 時30分
株式会社ミドリ薬品 (C 棟)	開店時刻	午前 9 時
	閉店時刻	午後11時
株式会社アイティー (D 棟)	開店時刻	午前10時
	閉店時刻	午後 8 時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分～午後11時30分
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
西側敷地駐車場 西側 1 箇所、北側 1 箇所、東側 1 箇所、  
南側 1 箇所  
東側敷地駐車場 西側 2 箇所、北側 1 箇所、東側 2 箇所  
北東側敷地駐車場 西側 1 箇所  
合計 10箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
西側敷地 A 棟北側・建物内北側 午前 6 時00分～午後10時00分  
西側敷地 B 棟東側 午前 8 時00分～午後 1 時00分  
東側敷地 C 棟北側・建物内東側 午前 9 時00分～午後 4 時00分  
東側敷地 D 棟東側 午前 9 時00分～午後 4 時00分
- 8 届出年月日  
平成19年 3 月29日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
  - 期間  
平成19年 4 月19日から平成19年 8 月20日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成19年4月19日から平成19年8月20日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の設置者に対して、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べたので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ・ピースタウン

宮崎市下北方町平田 903番地 3 外

2 意見の概要

(1) 駐車場の必要台数の確保について

当該大規模小売店舗の変更に伴って必要となる必要駐車台数については、利用者の利便性や誘導の容易さを踏まえ適切に確保し、周辺交通に影響を及ぼさない対策を講ずること。

(理由)

(1) 駐車場の必要台数の確保について

届出者は小売店舗の駐車場の必要台数の算定に際し、現況店舗及び既存他店舗の実態調査に基づくデータを用いている。この手法自体には一定の合理性は認められるが、その内容により、届出駐車台数をもって年間の平均的な休祭日のピーク1時間の必要な駐車台数が適切に確保されているかについては、重大な懸念がある。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所

(2) 期間

平成19年4月19日から平成19年5月21日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴北第1土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
山田口	野尻町	ため池等整備事業	平成18年3月31日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基

本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業地域

管内全域

3 作業期間

平成19年4月9日から平成20年3月24日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、平成18年宮崎県公報第1770号による基本測量（1：25,000地形図修正測量）が平成19年3月23日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成19年4月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年4月19日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

1 落札に係る購入物品及び数量

A重油JIS1種2号 415キロリットル（予定数量）

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課経営企画担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

平成19年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社Misumi宮崎オフィス 宮崎市小戸町92-14

5 落札金額

1リットル当たり 56.17円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成19年2月13日

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十九日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十七号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和三十年宮崎県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の消防学校の項中

校長	11種	11	を
教頭	11種	11	

校長	一 種	一
教頭	三 種 (人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は四種)	一 (四種 にあつ ては一)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。